

第465回（定例）福崎町議会会議録

平成28年1月26日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成28年1月26日、第465回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論、採決
第 5 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第 6 議員派遣
第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論、採決

- 第 5 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
1月12日の本会議2日目において、議案14件及び請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審議について、報告をさせていただきます。

委員会は1月13日に開催し、付託されました議案第79号及び議案第82号について、慎重に審議を行いました。

審議の結果につきましては事務局から朗読のとおり、両議案とも原案のとおり可決いたしました。

審議の過程で委員からの質問について、その答弁内容を含め、簡単に報告をさせていただきます。

議案第79号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金等の一部を改正する法律の一部が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に一元化されたことによる、福崎町の非常勤の職員の公務災害補償に

関する条例の一部を改正しようとするものであります。

委員から「対象となる非常勤の職員とその人数は」との質問があり、「審議会等の委員が対象で、延べ人数は758人である」との説明がございました。

次に、議案第82号、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

この補正予算の主なものとしましては、人事異動等による人件費の増減、私立認定こども園の給付費の増額や農地維持支払交付金などの増減、それから大庄屋三木家住宅の県補助金の増額による工事費の追加などであります。

委員から「電気代の補正額が多い。町全体ではどれぐらいの額になるのか」との質問に対し、「今回の補正額は365万円であるが、値上げ分につきましては平成27年10月からであり、平成28年度から影響額は大きくなる」旨の答弁がございました。

また、自治会公共施設整備事業補助金については、これは小倉地区の公民館建設補助金であるとの説明でありましたが、「この500万円の補助金には100万円のバリアフリー対応補助金が含まれているのか」との質問があり、「公民館の新築につきましては、面積によって補助額が異なり、200平米以上には500万円、150平米から200平米未満は400万円の補助となり、小倉公民館の面積は156.4平米であるから、400万円の補助と、福祉のまちづくり施設整備の100万円を加え、500万円の補助である」との説明がありました。

次に、「三木家住宅保存修理事業の県補助金が1,133万円増額されておりますが、その理由は」との質問に対し、「第1期工事が平成27年度末に完了の予定であり、第1期工事終了後に主屋部分を公開するとなれば、南土堀、あるいは表門などの修復も必要であろうということで県の補助金が増額され、必要な工事をするものであります。平成28年度は消防設備の整備とか、あるいは一般公開の仕方などの準備をし、平成29年度から主屋部分の公開をする」旨の説明がありました。

以上で、簡単ではありますが、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議員各位の賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、城谷委員長。

城谷民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査の概要について、補足説明いたします。

議案第76号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定についてであります。

この議案は、老人憩いの家文珠荘の指定管理者に、公募による選定の結果、有限会社シー・エス・シーを指定しようとする内容のものです。

委員会において委員から「備品の修繕が必要なときには、どちらが費用を負担するのか」について質疑がありました。また、委員から「新たに指定管理者に指定される方については、文珠荘の管理運営について必要な資格を取得される

ように」との意見が出されました。

次に、議案第 77 号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

この議案は、老人デイサービスの指定管理者に、社会福祉法人福崎町社会福祉協議会を指定しようとする内容のものです。

委員から「今後 5 年間は福崎町職員 2 名を社会福祉協議会へ派遣する予定なのか」との問いに対し、「その予定である」との答弁がありました。

また、「施設設備や備品の修繕が必要なときにはどちらが費用を負担するのか」また、施設設備と備品の決定基準について、質疑がありました。

次に、議案第 78 号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定についてであります。

この議案は、企業会館の指定管理者に、福崎工業団地協議会を指定しようとする内容のものです。

委員から「現在、企業会館は使用料を徴収せず、無料で会館を貸し出している。少額でも使用料をいただき、指定管理料を安く抑えるような考えはないのか」との問いに対し、「企業会館は地域産業の振興と地域社会の発展に寄与するための施設として設置しています。現在のところは使用料を徴収する予定はありません」との答弁がありました。

次に、議案第 80 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案は、共済年金が厚生年金に一元化されたため、共済年金を規定する箇所を訂正する内容のものです。

委員から「この改正を行うことによって、消防団に何かデメリットはあるのか」との問いに対し、「デメリットはありません。調整率が上がり、消防団員にとってよくなっています」との答弁がありました。

次に、議案第 81 号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案は、福崎町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するに当たり、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例に、下水道事業を加えようとする内容のものです。

委員から「今回の改正でコミュニティプラントがなぜ入らないのか」との問いに対し、「総務省が進める公営企業会計の適用においても、コミュニティプラントについては一般会計に実施されるものとして、今回の適用の対象外となっていること、また、福崎町の現状においても、コミュニティプラントは特別会計を設け、独立した経営を行っていないということから、今後、下水道事業との統合時期に移行を考えている」との答弁がありました。

次に、議案第 83 号、平成 27 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

この議案は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 1, 226 万 3, 000 円を増額し、歳入歳出総額 22 億 1, 336 万 3, 000 円とするものです。

次に、議案第 84 号、平成 27 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

この議案は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 318 万 5, 000 円を増額し、歳入歳出総額を 14 億 6, 158 万 5, 000 円とするものです。

補正の内容は、職員の異動による人件費の補正とすることです。

次に、議案第 85 号、平成 27 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)についてであります。

この議案は、既定の総額から歳入歳出それぞれ542万3,000円を減額し、歳入歳出総額を2億5,207万7,000円とするものです。

補正の内容は、職員の異動による人件費の減額を伴う補正とのことです。

次に、議案第86号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この議案は、既定の総額から歳入歳出それぞれ494万6,000円を減額し、歳入歳出総額を11億845万4,000円とするものです。

補正の内容は、職員の異動による人件費の減額に伴う補正とのことです。

委員から「職員が6名から5名になっているが、業務に支障がないのか」との問いに対し、「公務に係る業務量が減ってきたため、職員を1名減少させたもので、業務に支障はありません」との答弁がありました。

次に、議案第87号、平成27年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

補正の内容は、職員の異動による人件費の増額、事業量増に伴う建設改良費の増額に伴う補正とのことです。

次に、議案第88号、平成27年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

補正の内容は、人件費の増額及び資本的収入の財源構成の見直しに伴う補正とのことでした。

委員から、工事負担金収入が減額となっていることについて、詳細な説明を求められ、担当課長からは「工事の状況により仮設配管が不要となったこと、更新予定のない既設管に腐食による漏水が発覚したため、仮設管の撤去を延期したこと、工期短縮に伴う仮設管リース費用の減額などに理由により、下水道事業や水道事業からの補償費が4,960万円減額となった」との答弁がありました。

次に、議案第89号、福崎町道路線の認定についてであります。

この議案は、道路法第8条第2項の規定により、福崎町道路線を認定しようとするものです。

委員から「町道2級になる条件は何か」との問いに対し、「福崎町道路の管理等に関する条例第4条の2に規定しており、都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた工業団地及び住宅地で10区画以上の区域内の道路である」との答弁がありました。

審査結果については、いずれの議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会において付託審査の経過と結果と委員会での理事者からの報告結果であります。

皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告の、補足報告を行います。

特 別 委 員 長 ただいま朗読のとおりでございますが、委員会では、まず紹介議員の説明を改めてお聞きをいたしました。そして、本会議で提案をされました請願の趣旨に沿って、朗読をもとにしての説明を聞いたわけでございます。それに対する質問はありませんでした。

その後、請願人である神崎交通株式会社の代表の方に参考人として出席をしていただきました。意見をお聞きいたしました。

このシャトルバスの運行計画の実験の話は昨年１２月４日に初めて聞いたこと、１２月１０日の地域公共交通会議でも嘆願書を提出し、その後、議会に請願書を出し、町長に陳情書を提出されたとのことであります。

地域とともに長年育ってきた企業でもあり、この社会実験において大きな打撃を受けるという趣旨の陳述がございまして、質問をお受けしたのでありますが、参考人に対する質疑はありませんでした。

そこで、参考人にも退室をしていただき、討論、採決を行いましたところ、全員賛成でこの請願を採択することになりましたことを報告いたします。

議 長 福崎駅周辺整備対策特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、福崎駅周辺整備対策特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第３ 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第３は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、城谷委員長。

城谷民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中の委員会活動について、報告させていただきます。

今定例会開会中、１月１４日に民生まちづくり常任委員会を開催し、各担当課長から報告を受けました。

最初に住民生活課から、公害防止協定による申請について協議がありました。

デービー精工から提出があった公害防止協定に基づく協議内容につきましては、圧縮機の老朽化に伴い、設備を更新すること、また、南棟及び東棟における生産設備の設置計画に伴い、空気圧縮機を新設することとありました。

次に、ウシオライティング株式会社から提出があった公害防止協定に基づく申請について、協議をいたしました。

ウシオライティングは、公共下水道の供用開始に伴い、工業排水及び生活排水を公共下水道に接続することとありました。

この日の委員会では、以上２件の公害防止協定に基づく申請があり、どちらの申請についても全員賛成で可決いたしました。

次に、農林振興課から、有限会社アケボノ企画からの訴訟提起について報告がありました。平成２７年１０月９日に有限会社アケボノ企画から訴訟が提起され、訴状が平成２８年１月１２日に到達したとのことでした。

今後は、確定済み判決に基づく工事、及び、裁判において原告の指定する工事についても、詳細な検討をしながら進めていくとのことでした。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、釜坂委員長。

釜坂議会運営委員長 議会運営委員会から、議会開会中に開催した委員会調査の内容について、報告をいたします。

まず、調査の日程ですが、1月22日定例会4日目終了後に行いました。

協議の内容については、1点目、第465回12月定例会の追加議案予定について協議をいたしました。

2点目、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議をいたしました。

3点目、議員派遣の件について協議をいたしました。

次に、協議の内容の詳細について説明をいたします。

定例会5日目、1月26日、本日2件の追加議案が提案される予定であるとの説明を受けました。

1件目は、町長提案として、議案第91号、副町長の選任であります。

2件目は、委員会提案として、意見書案第1号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書であります。

なお、両議案とも委員会付託を省略して、定例会5日目に即決することに決定をいたしました。

2点目、定例会5日目、1月26日本日に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行うことに決定をいたしました。

選挙の方法については、地方自治法第118号第2項により、指名推選することといたしました。

3点目、2月2日に予定の神崎郡町議会議員研究会に議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策特別委員長 福崎駅周辺整備対策特別委員会の開会中の調査報告をさせていただきます。

調査報告は、福崎駅周辺整備事業の進捗状況についてと、それから、バス運行社会実験についての2件でございます。

調査期日は1月15日、調査の概要であります。前回からの変化のあった分について述べたいと思います。お配りをしております資料に表等が出ておりますので、その中で変化のあった分でございます。

用地取得につきましては、取得完了が7筆ふえて21筆になりました。代替地である保育所跡地では、5区画中2区画で移転が完了、2区画が建設中とのことであります。

工事及び業務委託執行状況は、駅南幹線道路建設の入札を12月27日に行い、契約をしたものでございます。

駅周辺基本計画策定業務委託につきましては、福崎町商工会からの提案を受け、検討を進めていること、鳥瞰図作成枚数をふやし、模型も作成するために工期延長と委託金額を22万3,020円ふやす契約変更を行ったとのことでございます。

次に、バス運行社会実験についても報告がありました。11月27日に工業団地協議会に説明、12月10日、地域公共交通会議に報告、そこで神崎交通株式会社からの嘆願書が提出をされたとのことであります。その後、神崎交通株式会社との調整を進めており、ことしになってから神崎交通株式会社も参加できる形で設定条件を見直すこととして調整を行っているという趣旨の報告がござい

た。

以上でございます。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第４ 討論・採決

議長 日程第４は、討論・採決であります。

それでは、議案第７６号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第７６号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第７６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第７７号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第７７号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第７７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第７８号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第７８号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第７８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第７９号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を

改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 79 号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第 79 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 80 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 80 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第 80 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 81 号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 81 号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第 81 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 82 号、平成 27 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 82 号、平成 27 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 8 3 号、平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 3 号、平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 4 号、平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 4 号、平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 5 号、平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 5 号、平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 6 号、平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 86 号、平成 27 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 86 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 87 号、平成 27 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 87 号、平成 27 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 87 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 88 号、平成 27 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 88 号、平成 27 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 89 号、福崎町道路線の認定について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 89 号、福崎町道路線の認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、請願第 3 号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第 3 号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する請願書について、本案に対する福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

（起立全員）

議 長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第 3 号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

先日、議会運営委員会を開き、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第 91 号の副町長の選任について、及び意見書案第 1 号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書の 2 点を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号及び意見書案第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案第 91 号、副町長の選任について、町長に説明を求めます。

町 長 議案第 91 号、副町長の選任について、ご説明申し上げます。

尾崎吉晴総務課長を副町長に選任してほしいという旨のお願いでございます。

私は、本議会冒頭挨拶の中で、町の方向性、施策等を申し上げました。これらを推進するに当たり、尾崎吉晴氏の培ってきた能力を発揮していただけるものと確信し、提案をしているものであります。

尾崎吉晴氏の経歴は、昭和 30 年 12 月 7 日に生まれ、現在 60 歳であります。昭和 53 年 4 月に本町に入庁、環境、都市計画等の事務に携わり、平成 18 年の地方自治法改正で収入役制度が廃止となり、当時の収入役の任期が満了となり、私、助役時代でありましたけれども、収入役業務を 1 年間兼務させていただきました。そのときに出納室長として実質の会計管理業務に当たっていただき、平成 19 年度には住民生活課長、平成 21 年度から総務課長となり、現在に至っている方でございます。

尾崎氏は人間性にあふれ、職員、住民の皆様方に親しまれている方であります。今後の少子高齢、人口減少時代、地方創生及びごみ等の広域行政を展開するに当たり、また、第 5 次総合計画を強く推進するために必要な方と考え、提案をいたしております。

副町長になるに当たっての心構えは「私の抱負」で示されています。

選任に当たり、ご討議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

きます。よろしく願いいたします。

議 長 次、意見書案第1号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書に対する詳細なる説明を福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長に説明を求めます。

小林福崎駅周辺整備対策 シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書の提出でござい
特 別 委 員 長 ます。

請願が先ほど採択をされました。それに沿っての意見書でございます。

町業務に関することでの請願採択でありますので、議会としても町当局に何らかのご意見を申し上げなければならないわけであります。

審議の中では、請願提出以降、先ほど開会中の事務調査の報告の中で申し上げましたように、当局とそれから神崎交通株式会社との話し合いが進行中であるということも考慮に入れなければならないというふうなこともあり、早期に処理をしてもらい、お互いに共助・協力の精神で進めていただきたいという、そういう意見もあったことをご紹介しつつ、次の意見書を提案するものでございます。

シャトルバス運行社会実験について、公平性、公正性の観点から、現行計画（案）の見直しを求める。

以上でございます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

次は、議案に対する質疑であります。

議案第91号、副町長の選任について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、意見書案第1号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

ここで、お諮りをいたします。

ただいま上程中の両議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第91号、副町長の選任について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第91号、副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第91号については、原案のとおり同意することに決定いたしま

した。

ここで、尾崎吉晴氏から発言の申し出がございますので、許可をいたします。
総務課長 ただいまは副町長選任の議案につきまして、議員の皆様方からご賛同を賜りました。ありがとうございます。

このような大役を仰せつかり、この上もなく光栄に思うと同時に、改めて責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、福崎町の発展のために、一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の地方自治体を取り巻く環境や山積する行政課題を考えたとき、果たして私に副町長が務まるのか、不安を持っていることも事実でございます。今後につきましては、橋本町長のもと、第5次総合計画を指針として、職員の皆さんと力を合わせて、住民福祉の増進のために誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

議員皆様方の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、ご賛同へのお礼とご挨拶にかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

議長 なお、副町長就任は2月1日ということでお聞きをしております。それまでは総務課長ということをお願いをしたいと思います。

次、意見書案第1号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号、シャトルバス運行社会実験の計画（案）見直しに関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇

日程第5 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長 会議を再開いたします。

次の日程は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

現在、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員については、昨年6月に前橋本副町長が退任されたため、福崎町選出の広域連合議会議員が欠員となっております。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第9条の規定において、広域連合議会議員に欠員が生じたときは選挙を行うこととなっています。よって、ただいまから兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたします。
重ねてお諮りをいたします。
指名推選の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定をいたしました。
兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長橋本省三氏を指名いたします。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました町長橋本省三氏が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。
ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました町長橋本省三氏に対し、会議規則第33条第2項の規定により、本席からではありますが、当選の告知をいたします。

日程第6 議員派遣

議長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第7 閉会中の所管事務調査申出

議長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。
それぞれ申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

議長 以上で、第465回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第465回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月28日に招集され、本日までの30日間の会期でありました。

本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で議員各位が述べました意見等につきましては、今後の町政に十分反映されますよう、お願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町 長 第465回定例会閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。

今定例会は私にとって初めての議会であり、昨年12月28日、仕事納めの日

に開会をいたしまして、本日の閉会まで非常に緊張をいたしました。

当然、選挙戦における公約に基づく施策等に対しての多くの質問をいただきました。継承から発展へ、創意と工夫による輝かしい町へのスローガンをもとに、第5次総合計画の推進、地域創生についての大綱、まとめの段階に入っております。

また、平成28年度予算編成につきましても、毎日のごとく町長査定の項目が上がってまいります。公約につきましても予算への反映につきましては、既に担当課、担当者に指示をいたしているところであります。

一般質問の中でも、予算額、時期の事がらにつきまして、担当課長から答弁で示させていただいた事がらもでございます。住民に皆様方が安全で安心して暮らしていける町へと、さらなる努力を職員とともに汗をかき、頑張っ

てまいりたいと思っております。

一般質問の中でいただきましたご意見等につきましては、真摯に取り組むことをお誓い申し上げます。

この一般質問の中で、私の後援会活動の中での疑問につきまして、選挙管理委員会に対しての質問がありました。取りようによりましては、違反が事実のように聞こえたことに対して、残念に思っているところであります。私にとりましては、全く何もわからない事がらでありますので、経緯を見守りたいと思っております。

私は町民の皆様方の利益を守る立場に徹して、町政運営に当たることを重ねて申し上げます。本町の財政運営は平成26年度決算でもありましたように、非常に厳しい数字となっております。しかし、町民の皆様方の願いを基準に運営に当たってまいります。

3月定例議会開会まで、1カ月強と短い期間となっておりますが、予算編成、また施策等につきまして、それぞれ反映できるような形の中で職員とともに頑張っ

てまいりたいと思っております。

町政運営に当たっては、町民の皆様方の幸せを考えるとといったような事がらを

中心に行っていきたいというように思っております。

非常に寒さ厳しい折であります。健康にご留意をいただきまして、3月定例議会におきます分野につきましても、よろしくお願いを申し上げます、閉会の挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 1 0 時 5 3 分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 8 年 3 月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 志 水 正 幸

福崎町議会議員 山 口 純